

所在地: 大分県国東市安岐町下原710
 業務内容: デジタル一眼レフカメラ、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、コンパクトフォトプリンタ、EFレンズほか
 設立: 1982年



水質(事業所排水)					
	項目		法・条例基準	事業所基準	実測最大値
健康項目	カドミウム	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	シアン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	有機磷	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	鉛	(mg/l)	0.1	0.08	0.019
	砒素	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	総水銀	(mg/l)	0.005	0.004	<0.0005
	ジクロロメタン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	四塩化炭素	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.04	0.032	<0.001
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.4	0.32	<0.001
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	3	2.4	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.3	0.24	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	チウラム	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	シマジン	(mg/l)	0.03	0.024	<0.001
	チオベンカルブ	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	ベンゼン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
	セレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
ホウ素	(mg/l)	10	8	0.76	
フッ素	(mg/l)	8	6.4	0.42	
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・アンモニア性窒素	(mg/l)	100	80	2.3	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	(-)	5.8 - 8.6	5.9 - 8.5	6.3 - 8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/l)	300	240	9.9
	浮遊物質(SS)	(mg/l)	300	240	35
	n-ヘキサン抽出物質(全)	(mg/l)	-	5	<5
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	(mg/l)	5	5	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	(mg/l)	30	24	-
	フェノール	(mg/l)	5	4	<0.05
	銅	(mg/l)	3	2.4	1.9
	亜鉛	(mg/l)	2	1.6	1.9
	溶解性鉄	(mg/l)	10	8	<0.5
	溶解性マンガン	(mg/l)	10	8	<0.1
	クロム	(mg/l)	2	1.6	<0.005
	リン	(mg/l)	20	16	0.5
	窒素	(mg/l)	150	120	4.5

- * 法・条例基準: 法規制等(下水道法)で最も厳しい基準。
- * 事業所基準: 法規制及び、(国東市)環境保全に関する協定書で最も厳しい基準の80%値。
- * n-ヘキサン抽出物質(全)は社内規程によりn-ヘキサン抽出物質の鉱物油と動植物油の測定値を合算した値で管理をしています。
事業所基準は鉱物油の法・条例基準値を適用し、基準値を超過した場合、鉱物油、動植物油個々の再測定を行っています。

大気(煤煙)				
	項目		事業所基準値	実測最大値
ボイラー	NOx	(ppm)	150	110
	煤塵	(g/Nm ³)	0.1	<0.01

- * 事業所基準: (国東市)環境保全に関する協定書基準を適用。
- * ボイラーは、燃料にプロパンガスを使用しているため、SOxの発生はありません。

騒音(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
朝	50	48
昼	60	49
夕	50	48
夜間	45	44

- * 事業所基準: (国東市)環境保全に関する協定書基準を適用。

振動(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
昼	65	<25
夜間	60	<25

- * 事業所基準: (国東市)環境保全に関する協定書基準を適用。

悪臭(単位: ppm)		
項目	事業所基準値	実測最大値
トルエン	10	0.0065
キシレン	1	<0.001
イソブチル	0.9	<0.002
酢酸エチル	3	<0.0023
メチルイソブチルケトン	1	<0.002

- * 事業所基準: (国東市)環境保全に関する協定書基準を適用。